

## アーティスト移住可能性調査及びモデル事業業務委託に係る公募型プロポーザル参加事業者の公募について

アーティスト移住可能性調査及びモデル事業業務委託に係るプロポーザル参加事業者を次のとおり公募します。

平成29年 5月22日

大分市長 佐藤 樹一郎

### 1 事業目的

人口減少・少子高齢化の急速な進行により、地域社会の活力が低下する中で、移住・定住を促進することは重要な施策の一つである。本市においても、移住者向けの居住支援や就労支援等に取り組んでいるが、現状は「人を呼ぶしかけ」にとどまっており、新たな移住・定住の広がりを展開するためには、アーティストのような魅力ある人材を誘致し、地域住民との交流を促進するような「人が人を呼ぶしかけ」が必要である。

本業務は、市内の中でも特に人口減少・少子高齢化が進む佐賀関・野津原・大南地区等へ県外からアーティストを呼び込むために、地方へのアーティスト移住の実態やニーズ等を把握する移住可能性調査と学校跡地を活用したモデル事業を実施し、本市に移住する動機となり得るインセンティブ策の検討を行うことを目的とする。

### 2 事業概要

- (1) 業務名  
アーティスト移住可能性調査及びモデル事業業務
- (2) 事業内容  
別紙「アーティスト移住可能性調査及びモデル事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約方法  
公募型プロポーザル方式による随意契約
- (4) 委託期間  
契約締結日（平成29年6月中旬予定）から平成29年12月31日まで

### 3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、参加申込書の提出日において、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号による「入札参加有資格者登録名簿」に登録されている者又は地方公共団体等で本事業に類似する業務もしくは同等程度の履行実績がある者。
- (2) 大分市の契約に係る指名停止等の措置の要領（平成21年大分市告示第553号に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (4) 提案書提出日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）第18条

第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く）でないこと。

(6) 過去に地方公共団体等が発注したもので、本業務と類似する業務又は同等程度の履行実績があること。

#### 4 参加資格の審査

(1) 平成29年6月1日（木）正午までに次の書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- ① 参加申込書（様式第2号）
- ② 会社の概要が分かる書類（任意様式、パンフレット可）
- ③ 履行実績が分かる書類（事業実績表及び契約書（履行期間、契約金額、契約者の押印等が確認できるページ）の写し等）

(2) 提出期限までに参加申込書等を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、当該プロポーザルに参加することができない。

(3) 提出者への通知

参加資格の確認結果は、参加申込書の参加資格を確認し、参加資格の有無に関わらず、平成29年6月2日（金）までに、全提出者に書面にて通知する。

#### 5 選定方法

選定するにあたり、参加者を公募し、参加申込をした者の中から参加資格を確認したうえで、提案書の提出を依頼するとともに、プレゼンテーション・ヒアリングを実施し、選定委員会による審査を行い、選定委員が採点した合計得点を集計し、最高得点者を候補者として選定する。

#### 6 手続き

(1) 担当部局

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所本庁舎5階

企画部企画課 担当者：須浦、山口、松本

TEL：097-537-5603（直通） FAX：097-534-6182 メール：[kikaku@city.oita.oita.jp](mailto:kikaku@city.oita.oita.jp)

(2) 事業者選定までの予定スケジュール

	項 目	期 間 等
1	公募開始	平成29年5月22日（月）
2	質問書の提出期限	平成29年5月29日（月）正午まで
3	質問書に対する回答	平成29年5月30日（火）
4	参加申込書の提出期限	平成29年6月1日（木）正午まで
5	参加資格確認結果の通知	平成29年6月2日（金）
6	提案書の提出期限	平成29年6月7日（水）17時15分まで
7	プレゼンテーション・ヒアリング実施	平成29年6月9日（金）
8	選定結果の通知・公表	平成29年6月16日（金）予定
9	契約内容の調整	平成29年6月16日（金）～23日（金）

- ① 実施要領及び仕様書の入手方法  
実施要領等については、市のホームページからダウンロードすること。
- ② 質問及び回答  
質問期限：公告日から平成 29 年 5 月 29 日（月）正午まで  
質問方法：質問書（様式第 1 号）により、電子メールにて受け付ける。  
回答方法：平成 29 年 5 月 30 日（火）までに、質問内容と合わせ、質問者名等を伏せて、市のホームページ上で回答する。
- ③ 参加申込書の提出  
提出期限：平成 29 年 6 月 1 日（木） 正午まで（必着）  
提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る）による。  
提出部数：各 1 部
- ④ 参加資格確認結果の通知  
参加申込書の参加資格を確認し、参加資格の有無に関わらず、結果を全提出者に書面により通知する。  
併せて、参加資格を満たす者に対して、提案書等の提出を依頼する。  
通知日：平成 29 年 6 月 2 日（金）
- ⑤ 提案書の提出  
提出書類：別紙要領を参照  
提出期限：平成 29 年 6 月 7 日（水）17 時 15 分まで（必着）  
提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）による。  
提出部数：正本 1 部 副本 10 部（正本 1 部以外はコピー可とする。）  
※内容の確認が困難な場合は、カラーで作成すること。
- ⑥ プレゼンテーション  
実施日時：平成 29 年 6 月 9 日（金）  
※ 場所及び日時については、後日、別途通知
- ⑦ 選定結果の通知・公表  
選定結果は、全提案者へ書面により通知する。  
併せて、市のホームページにおいて、契約候補者名を公表する。  
通知日：平成 29 年 6 月 16 日（金）（予定）

## 7 参加者の欠格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本実施要領に違反があった場合
- (3) 公正に欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) その他、選定委員会が不相当と認めるとき

## 8 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守  
委託業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託  
業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。  
ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- (3) 個人情報保護  
大分市個人情報保護条例に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

また、本業務により取得した個人情報、業務終了後直ちに市に引き渡すものとする。

(4) 守秘義務

業務委託を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## 9 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、A4 判縦の左綴じ 2 穴ファイル綴で横書きとする。  
資料の作成上、A3 判を利用した方が確認しやすい場合は、A3 判の利用は可。
- (3) 提出された書類は理由の如何に問わず返却しない。
- (4) 提案書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。
- (5) 参加事業者が 1 社であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該参加事業者を契約の相手方として選定する。
- (6) 提出された書類等は、大分市情報公開条例に基づき、公開することがある。

## 10 その他

詳細は、「アーティスト移住可能性調査及びモデル事業業務委託に係るプロポーザル実施要領」によるものとする。